



日田市監査委員告示第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象 : 地方創生推進課、農業委員会事務局

令和5年5月17日

日田市監査委員 小ケ内 聡行

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

- 1 監査の対象 地方創生推進課、農業委員会事務局
- 2 監査の期間 令和5年4月4日から令和5年5月2日まで
- 3 監査の場所 監査委員事務局

4 監査の着眼点

令和5年度監査等業務実施要綱第3条の規定により、令和4年度における地方創生推進課、農業委員会事務局の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

5 監査の実施内容

日田市監査委員監査基準に準拠し、令和4年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び相当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果については概ね良好に処理されているが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和5年5月29日(月)までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

[指摘事項]

○地方創生推進課

①指定納付受託者の指定について

地方創生推進課では、ふるさと納税に関する業務について、様々な事務を行っている。寄附金の収納に当たっては令和4年1月から、地方自治法に基づく指定納付受託者制度が施行されているが、寄附金の収納事務の契約状況を確認したところ、指定納付受託者の指定の手続き及び告示がなされていなかった。

指定納付受託者の指定及び告示については、地方自治法及び日田市会計規則において定められていることから、規則等に則った事務処理を行われたい。

また、指定代理納付の契約については、指定代理納付制度等に関する経過措置が、令和5年3月31日までとなっていることから、指定納付受託者制度への移行手続きを行われたい。

②自動更新条項を設定した契約について

地方創生推進課の契約事務の執行状況を確認したところ、契約書において契約期間を「この契約の有効期間は締結日から1年間とする」といった規定をしたうえで、さらに「期間満了の○か月前までに、契約当事者のいずれか一方より終了の通知がない場合は、1年間延長されるものとし、以降も同様とする」といった、自動更新条項を設定しており、年度当初（4月）に契約の継続の意思決定を行っているものの、契約書を再度作成せずに当初の契約期間の終了以降も契約を継続するものが多数見受けられた。

自動更新条項は、予め契約相手の約款に設定されていることが多くみられ、契約の終了前に、後年度予算の裏付けがない状態で後年度における契約の継続を確定させるもので、地方自治法第232条の3では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従いこれをしなければならない」と定めており、予算の裏付けがない自動更新契約は不適正であることから、相手方と協議の上、契約の見直しを行われたい。

○農業委員会事務局

①タブレット導入事業について

農業委員会事務局では、国の「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」により、農地所有者等の意向把握や利用状況調査に活用するためのタブレットを導入しており、農地利用最適化推進委員に貸与している。

このタブレットでは、メールアドレス及びパスワードを入力することでシステムにログインし、所有者、地目、面積等の農地情報や、所有者の農地に関する意向等が閲覧できることから、個人情報の保護の観点からも、適切な管理、使用が求められている。

「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」第5では、個人情報の安全管理について、タブレット端末の遺失等を防ぐ措置を講じるよう努める旨の記載があり、また県指定のサポート機関である農業委員会ネットワーク機構では、「貸与端末機の取扱い」や「貸与端末機に関する禁止事項」等が記された「農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（例）」を挙げている。しかし、農業委員会事務局におけるタブレットの運用状況を確認したところ、「運用基準」は定められていなかった。

「日田市情報セキュリティ基本方針」第7条においては、情報資産の持ち出しによる情報資産の漏えい等を対象脅威とし、利用者が遵守すべき事項等、情報セキュリティ対策を講じることとされていることから、今後はタブレットの適切な運用を図るために必要な基準等の整備を行われたい。